

午前10時00分 開 議

○委員長（桐生清太郎君） おはようございます。これより予算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は17名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

議事に入る前に吉田市長から発言の申し出があります。許可します。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） おはようございます。非常に大きな地震来ておりますが、きのうちょっと対応したことについて、総務課長のほうから説明させますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 昨日市長あてに東北電力株式会社の方がお見えになりまして、今後の計画停電の実施検討と節電の協力ということで市長のところへお見えになりました。現在当然ながら東北電力では懸命に復旧作業を進めているという中で、東北電力も原子力発電所は保有しているわけございまして、安全確保のために停止を継続していると、その中で太平洋側の火力発電所において設備被害が甚大であり、復旧にかなり時間を要する見込みとなっているという中で、現状では当面の間、電力需要に対して相当の供給力不足が生じると見込まれているというようなお話だそうでございます。それに伴いまして、今後は予見性のある形で地域ごとに実施する計画的な停電について検討を行っているというふうな状態だそうでございます。当然ながら計画停電の実施に当たりましては、検討がまとまり次第速やかに皆様のほうにお知らせさせていただきたいと、こういうふうな緊急報告が市長のところにお二方が参りまして報告をしまいいりました。

以上、東北電力の関係でございます。

それで、先ほど9時半近く、福島県に在住する親子6人ほど、胎内市のほうにご親戚あるところに頼りまして6人ほどやってまいりました。当然ながらここのご家族は原発の2キロの範囲内に居住していた方でございますけれども、1日速やかに避難勧告を仰せつけられ、既に半径20キロ以上のところに避難をしていたということで、そして胎内市の親戚のところへ頼って参ってきたという中で、当然ながら長期化する中で、やはり親戚云々といっても、やはり避難してきた6人の方々も親戚の所にも、1日や2日はいいけれども、ぜひ胎内市のそういうふうな施設のところにあっせんしてもらえればという中では、今うちのほうで事情聴取をし、そして私どものほうの市有施設のところへ、そこに生活をまずしてもらおうというふうにご考えているところでございます。当然ながら県のほうにもご連絡いたしまして、県のほうとしてみれば福島県から来たそういう避難民に対して、やはり被爆の関係もあるという中で、県のほうに来てもらって被爆の調査もやりたいというようなお話でございましたのですけれども、やはりその中で20キロ以上の避難というところでもありますものから、今現在私どものほうでそれなりの対応をしているというのが今までの現状でございます。

当然ながら、また県のほうからもやはり人的な派遣、県内の十日町のほうと、あと県外につい

て応援の要請をいただいているというような状況でございます。それで、速やかに私どものほうも県のほうから派遣要請が来た場合、今現在業務に支障ない限り私どものほうで常時派遣可能数を把握しているというような状況でございます。

以上、現在までの報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○市長（吉田和夫君） 県のほうから胎内市の被災者が集合するところ、あれはどこの場所。

○総務課長（小林静雄君） 今ほど市長のほうからもまたありましたのですけれども、集合場所についてはアウレッツ館、それから生涯学習施設、勤労青少年ホーム、あと乙の福祉センター、築地の環境改善センター、その辺を全部私どものほう報告しております。現在の私どものほうで収容人員は約120名ぐらいの収容人員はあろうかと、こういうふうに考えております。なおまた、そういうふうなものについて対応がし切れなかった場合についても、また今後もそれなりの施設について考えていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 今総務課長から市の対応についてお聞きしましたのですけれども、新潟市あたりだとあいている市営のアパートとか、そういうものも提供して応援したいというふうな話も聞いているわけですけれども、恐らく短期的には市の公営の施設もいいと思うのですけれども、長引いた場合、そこでちょっと生活するわけにもいかないと思うのです。そんな場合、あいているアパートとか、ちょっと長期にわたって使用願えるというようなところのことについては検討今後されるか、その辺。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 最初の対応策でありますので、アウレッツ館、例えば50世帯とか予定はしているわけではありますが、その辺1カ月くらい入りましたら、また県全体の市町村とも連携をとりながら対応はさせていただきたいと思っております。

また一つは、先ほど丸山議員さんからもあったのですが、電池がどこのセブンイレブン行っても今ないという現状だそうであります。特に都会もそうであります。買いに来ているのはやはり東北地方の方がこちらに買いに来ているそうありますけれども、全然ないということで、今東北電力へ電話しました。あす500ぐらいは胎内市へ持ってくるそうあります。やむを得なく本当に必要性あるのであれば、また連絡していただければありがたいと思っております。あの電池は小さい電池、電力会社から出るのであるそうあります。その点皆様方に報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、直ちに議事に入ります。

本日は、議第14号から議第16号までの計3件の質疑及び議第3号から議第16号までの各議案の採決並びに意見の聴取を行います。

それでは、議第14号 平成23年度胎内市公共下水道事業会計予算について質疑を行います。  
予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

松井委員。

○委員（松井恒雄君） 14号は下水道関係でございますけれども、下水道の収益が、事業収益、使用料ですけれども、2億9,000万円弱になるのでございますけれども、支出のほうが収入の6億3,000万円に対して8億3,800万円ということで、2億円以上も上回っているわけでございます。その主な要因とすれば、今までの企業債の借入れの利子ですか、これの負担が非常に大きいわけございまして、一方収益的収入を見ましても、事業もこれまで大変多くやってきたわけで、これの元本返済が5億円からあるわけございまして、合わせると8億2,000万円ぐらい利息と元本返済しなければならないという予算の内容になっているわけですけれども、今後今までの状況書いてあるわけですけれども、借入金と利息のピークですか、最高に大きくなるピークは何年後になるのか、それ1点と。そういうような状況でありますと、事業もやっていくのは建設改良債ですか、これを借りなければできないわけですけれども、この辺についてもあそこやってくれ、ここやってくれということで今まで来たわけですけれども、あとどれくらいやらなければならない箇所が、地域があるのか、その辺お聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今の借入れ返済のピークであります、30年度で元利合わせて9億1,887万8,346円、これが一番ピークで、あと順次減少していくというようなことあります。

あと下水道事業のまだ未整備箇所がありますが、塩津、城塚、それから大字中条のひらせい、しまむら付近、それから羽黒の一部、旧7号のドライブイン白鳥のあの辺であります。それと、ハイタウン中条、並槻のウィルワンのアパートあるあの辺、それから本郷来ました江上の新印北部流通センターのあたりがまだ未整備区間あります。一応完了としましては、補助金の関係もあるのですが、あと4年ぐらいで完了したいと思っています。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 大体大ところは終わっているわけですけれども、これからやるところについては、大体みんな本管は入っておりますから、新たに本管を埋設しなければならない地区も何か所かあるのではないかと思いますけれども、小道、1件か2件というようなところもやはり公平感考えるとやっていくのか、私も前、監査委員やったときちょっと提言したのですけれども、そういうところについては個人が合併処理槽ですか、そういうものを設置した場合に市のほうで補助してやるという方法もあるのではないかなという話もしたのですけれども、そんなことは今のところ考えていないで、公平にやるというような考えなのか、その辺お聞かせください。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今申しました未整備のところについては、本管から布設するとこ

ろでありますし、2点目のたまたま1件住宅建てるので下水道というような場合、計画のときに田んぼとかで計画から除外になっているようなところが多いと思うのですけれども、その辺については一応除外といいますか、そんな格好でありますか、一部本管から近いといいますか、そういうようなところについては一部やっているところもございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第14号の質疑を打ち切ります。

次に、議第15号 平成23年度胎内市水道事業会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 冒頭にも今回の大震災の話があったわけですが、今回の予算とは直接関係ないのであるけれども、危機管理ということで水道事業、胎内市どんな形で危機管理をされているのかなという部分で質問をさせていただきます。

実は私どもの会派も一昨年、水道の先進地ということで、高知県の高知市に行ってみりました。ここもやはり危機管理ということで、二重、三重の管理をしています。今回胎内市がどんな形の危機管理をしているのかなということで、3点ほど聞かせてください。

まずは、今回地震が発生して、津波というものがあったわけですが、そういう津波の発生したときの想定がされているのか、これ1点。

2点目としては、津波が来てどんな形で水道の保全というか、そういう目指す姿があるのか。

3点目については、避難したと、避難したときの水の供給体制についてはどんな形を考えているのか。この3点についてお伺いさせていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今のご質問でございますが、津波に限定した想定というのは今のところ特にはやってございません。

あと保全、避難関係の対応でございますが、水道の場合ですと日本水道協会で災害協定を結んでおりますし、それで近隣市町村からの給水車、あとまた災害復旧等の支援の協力体制は確立しておりますし、またとりあえずうちのほうでも給水タンク等々用意していますので、それらでも対応したいというようなことで考えております。

〔「避難所」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（丹後勝次君） 避難所あたりも給水関係、うちのほうで対応していなければ災害協定結んでいるので、協力要請をするというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。やはりまだまだ不足している部分があると思いますので、

ぜひ今回の部分を教訓にしながら、いま一度やはりそういう危機対応というのが必要だと私自身思っておりますが、市長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） この危機管理体制でございますが、やはりまだ給水タンクも私は不足だと思っております。また、津波の関係につきましても、きのうの新聞等で見ますと三陸海岸のほうでも少しコンクリートを高くしたかったのだけれども、どうしても国のほうでストップくれたようなインフラの関係であります。金だけを削るのでなくて、やはり皆さんの安全、安心を目的として、少し儉約しないようにやはり安全を目指していきたいと思っておりますし、いずれにしましても給水タンクが1つしかありませんので、これらをまた増やすなり、あるいはいろんな防災協定を結んでいるのですが、そちらのほうも何時間もかかっては困りますので、その辺十分検討させて対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 32ページなのですが、施設整備費というところ、建設改良費の施設整備費という石綿管の更新工事ということでのっておりますが、やはりこういうふう地震があれば一番心配なのがライフラインだと私思いますので、この工事のほかに今どれほど石綿管が残っているのかどうか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 23年度に予定しております工事を終わった段階で残り3,638メートルということで、これにつきましては一応平成31年までの年次計画で完了するというような予定でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） では、三千六百何がしのメーターが残っているということなのですが、その地域はここに付随で連動している地域ですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 残っているところですけども、乙地区ですと横道、十二天、それから旧中条地区ですと星の宮、北本町、若松町、あと西本町、東本町が主なものでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 済みません、関連しますのですけれども、今しょっちゅう余震、大きな地震あった後、余震もあるわけですが、漏水とかそういう懸念も出てくる場合、いかなる状況にも耐え得るような配管図というか、そういうものは整備されているのかということと、緊急時、緊急遮断装置的なものは装置されているのか、その2点についてお聞きします。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 給水管の配管図は整備しております。また、遮断といいますが、

バルブについては要所、要所につけてございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 要所、要所につけているというと何カ所ぐらいあるものですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 済みません、バルブの数まではちょっとわからないで、申しわけありません。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 料金の徴収の問題について伺いますけれども、水道料金については企業出納員、それから下水道料金については会計の管理者ということだったのだけれども、今回議第38号でこれを1つにして、こちら下水道も水道料金も企業出納員のほうでできるようにしたわけです。その理由としては、今後導入されるということでのコンビニでの支払いができるようにということになったわけですが、その導入時期はいつごろですか、予定していますか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 5月検針分から実施したいと考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） その場合といいますか、口座の引き落としが本来いいのだろうけれども、ただそうでない人のためのコンビニ払いということになるのだけれども、口座引き落としの率というのは、ではどれぐらいになっていますか。下水道と水道、両方わかれば会計管理者のほうも含めて答弁できれば。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今資料持ち合わせしておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これにコンビニでの料金の支払いが可能になるということになれば、わざわざ市役所に来なくてもいいということでのサービスが充実されるわけですが、今これから水道、下水道ということですが、ほかにコンビニでできるようなシステムがされているものの使用料、手数料等があるのか、会計管理者か副市長がわかると思うのだけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） 今のところ実際にコンビニ運用は4月1日からやるわけですが、その支払いが4月が5月に入ります。さっき5月からコンビニの支払いは可能ですという上下水道課長答えたわけですが、このほかに税金関係が軽自動車税、これもコンビニ収納が差し当たって可能になるということですが。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第15号の質疑を打ち切ります。

次に、議第16号 平成23年度胎内市工業用水道事業会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第16号の質疑を打ち切ります。

以上で付託された議案に対する質疑は終了いたしました。

お諮りします。ここで課長の出席等を求めるため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、10時45分まで休憩いたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時45分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

審議に入る前に、市長より発言を求められています。許可します。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 休憩の間にいろいろな大震災の方、報告が来ましたので、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 先ほどの企業会計の予算審査の途中の中で新たな情報をまた得ました。これについては、胎内市に所在します某企業より福島避難民三十数名が胎内市のほうに来たいというような要請がありました。それに伴いまして、私どものほうで県と先ほどもご報告しましたとおり、福島の方については保健所、新発田地域振興局、要するに保健所、そこで被爆調査をしてもらって、それで安心なものを確認した中で、やはりそういうふうに各自治体のほうで避難民の受け入れについて協力をしてもらいたいと、こういうことで指示がありました。それで、現在進行中の中で新発田地域振興局のほうに出向いてくださいというふうに指示をしているところでございます。

そのほかについてでございます。吉田電材株式会社のほうから避難の関係で、それなりの企業のところから水1,500本ほど供給してほしいというような依頼があり、速やかに胎内高原ミネラルハウスより供給を提出したということで聞いております。

また、株式会社リードの関連企業であります工場が仙台にありまして、そこで当然ながら仙台工場のほうが崩壊している状況の中で、従業員との安否もとれないというような状況を把握しま

して、教育長経由でお見舞い並びに胎内市で今後の対応について依頼を申し上げましたところ、現段階では今のところは十分うちのほうで対応していると、何かあったらまた胎内市のほうにお願いしたいというような報告を受けております。

そのほかでございます。この3月の24日、新潟中条郷人会、4月の3日、東京中条郷人会、いずれもこのものについては中止というふうに承っておりますので、議員皆様のほうにご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、続きまして予算審査で保留されておりました上下水道課長からの答弁を許可します。

丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 先ほど保留させていただきました丸山委員さんの質問でございますが、口座振替、水道で7,795件、90.33%、下水道で口座振替が4,537件で91.9%であります。

以上です。

それと、先ほど私、コンビニ収納の関係で5月納付と言いますけれども、5月徴収分からでありますので、あわせてご訂正のほうよろしく願いたいします。5月検針と申し上げましたけれども、5月徴収分からということで、訂正のほうよろしく願います。4月検針、5月徴収。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（丹後勝次君） 済みません、紛らわしくて申しわけありません。5月に徴収する分からということで、よろしく願います。申しわけありません。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、これより議第3号から議第16号までの計14件について議案ごとに採決を行います。

初めに、議第3号 平成23年度胎内市一般会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

松井委員。

○委員（松井恒雄君） 私、会派代表質問で黒川地区の3小学校の統合について若干質問をいたしました。今回その予算についても計上されております。そんな関係で、意見をしたいと思います



ので、よろしくお願いいたします。読み上げます。

一般会計の中で、第10款教育費、3項学校建設費の節小学校耐震改修費中、工事請負費で今年改修予定の大長谷小学校については、黒川小学校、3小学校の統合促進を関係教育課で最優先に取り上げていただき、耐震改修についてはその結果を見て慎重に対応していただきたいということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま出されました附帯決議として決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、附帯決議として本会議に報告いたします。

ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第4号 平成23年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第5号 平成23年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第6号 平成23年度胎内市介護保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 平成23年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第8号 平成23年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議がないので、これより採決します。

議第8号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第9号 平成23年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、これより採決します。

議第9号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第10号 平成23年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議がないので、これより採決します。

議第10号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第11号 平成23年度胎内市観光事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、これより採決します。

議第11号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 12号 平成 23年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 12号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 12号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 12号に付すべき意見の聴取を行います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） 収支のバランスをとれるように、さらに努力していただきたいことを意見として付したいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま出されました議第 12号 地域産業振興事業に対して収支のバランスをとれるよう、さらに努力されるよう意見を付したいということで附帯決議として決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、附帯決議として本会議に報告いたします。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 13号 平成 23年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決いたします。

議第 13号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 13号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

次に、議第 14号 平成 23年度胎内市公共下水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 14号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 14号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 15号 平成 23年度胎内市水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 15号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 15号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 15号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 16号 平成 23年度胎内市工業用水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 16号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 16号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 16号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査はすべて終了しました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 06 分 閉 会